

県立熊谷図書館物品銘柄選定検討委員会要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、県立熊谷図書館物品銘柄選定検討委員会（以下「選定委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、第4条の規定に基づき職員から意見を求められた物品の銘柄選定について調査審議する。

(組 織)

第3条 選定委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にあるものをこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長の職務を代行する副委員長の順は、総務・システム管理、企画担当副館長を第1順位、図書館協力、資料収集・整理、ビジネス・産業支援、人文・社会科学資料、多文化サービス、地域・行政資料、視聴覚資料・図書館振興担当副館長を第2順位とする。

(物品銘柄指定理由書の提出)

第4条 物品の購入を必要とする職員は、一品の物品を購入し、又は一括して同一品目の物品を購入し若しくは賃借するときで、その予算額が10万円以上100万円未満である場合において、銘柄を2以上選定できないときは、選定委員会に物品銘柄指定理由書（別紙様式1）を提出し選定委員会の意見を求めなければならない。

(調査審議)

第5条 選定委員会は、前条の規定により提出された物品銘柄指定理由書について調査審議しなければならない。

2 選定委員会は、調査審議に当たっては、品質、性能、価格及び納入実績等について留意するものとする。

3 選定委員会は、必要があるときは、関係職員の出席を求め意見を聞くことができる。

4 選定委員会は、委員長が銘柄を2以上選定することが真にやむを得ない事情によりできないと認めるものについては、選定委員会における調査審議を経ずに第6条の規定に基づき選定することができる。

5 委員長は、緊急を要し選定委員会を招集するいとまがないと認める場合、又は特に必要があると認める場合は、関係委員への持ち回りの方法により委員会の開催にかえることができる。

(選 定)

第6条 選定委員会は、調査審議の結果に基づいて、物品の銘柄選定について、第4条の規定により選定委員会に意見を求めた者にその意見を述べるものとする。

(招 集)

第7条 選定委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(適用除外)

第8条 次の各号に当たる物品については、選定委員会の対象外とする。

- (1) 図書館資料、定期刊行物など別途選定を行い購入を決定するもの
 - (2) MARC、タトルテープなど既存の設備に適合する品目でなければ効果を期待できないもの
 - (3) プリンタ用トナーなど既存の物品の付属品として銘柄選択の余地のないもの
- (委 任)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

	委員の職名
委員長	熊谷図書館長
副委員長	熊谷図書館 総務・システム管理、企画担当 副館長
副委員長	熊谷図書館 図書館協力、資料収集・整理、ビジネス・産業支援、人文・社会科学資料、多文化サービス、地域・行政資料、視聴覚資料・図書館振興担当 副館長
委員	熊谷図書館 総務・システム管理担当 担当部長
委員	熊谷図書館 総務・システム管理担当 担当課長
委員	熊谷図書館 企画担当 主席司書主幹
委員	熊谷図書館 図書館協力、視聴覚資料・図書館振興担当 司書主幹
委員	熊谷図書館 地域・行政資料、人文・社会科学資料、多文化サービス担当 司書主幹
委員	熊谷図書館 ビジネス・産業支援、資料収集・整理担当 司書主幹